



厚生労働省佐賀労働局発表
平成31年3月1日（金）

【照会先】

厚生労働省佐賀労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 原田 すす枝
雇用環境改善・均等推進管理官 白武 和久
（電話 0952-32-7167）

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます ～ 残り1か月、準備がまだの企業は急ぎご相談ください。～

「働き方改革関連法」がいよいよ順次施行されます。特に、

年次有給休暇の年5日の取得の義務化

については、2019年4月1日から県内全ての企業に適用されます。

どのように対応すればよいかなどについては、下記相談窓口までご相談ください。

記

無料相談窓口

◆佐賀県働き方改革推進支援センター

佐賀市川原町8-27 平和会館1階

TEL 0120-610-464 ✉ h-kaikaku@sr-saga.com

※ お電話等でのご相談のほか、企業へ訪問してのご相談にも応じます。

◆労働基準監督署「労働時間相談・支援コーナー」

お近くの労働基準監督署まで

（参考）働き方改革関連法3つのポイント

1 時間外労働の上限規制【大企業：2019年4月から 中小企業：2020年4月から】

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平成80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

2 年次有給休暇の取得義務化【すべての企業：2019年4月から】

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

3 不合理な待遇差の禁止【大企業：2020年4月から 中小企業：2021年4月から】

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期
雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇
差が禁止されます。